

## TMPCLO の労働協約案（抜粋）

### 第 条 組合保証

第3項 **自動加入対象化**： 会社は同様に、今後雇用される全ての新規一般チームメンバーは、本協約の対象外とされる分類に入る者を除き、雇用継続の条件として、正規化の日から 30 暦日以内に当組合の組合員となるよう要求されることに同意する。

第4項 **組合員籍の喪失**： 法律および判例に従うことを条件とするが、当組合は、以下の理由により当組合の組合員の解雇を会社に要求する権利を有するものとする。

- ・ 当組合からの脱退
- ・ 以下の理由による当組合からの除名
  - 当組合に対する不忠誠
  - 当組合への組合費およびその他の課金の故意の不納
  - 労働協約（CBA）の自由期間前に他の労働組織を組織しまたはこれに参加すること

第5項 当組合は、本条に基づく当組合の要求により会社が行ういかなる制裁も、かかる制裁が適用されるフィリピンの法律または判例に基づき労働雇用省またはなんらかの裁定所もしくは裁判所により破棄またはその他却下もしくは無効とされた場合には、当組合の単独の危険、責任および費用負担とすることに同意する。ただし、当該裁定所または裁判所が特に会社に債務を負わせた場合はこの限りでない。

### 第 条 長期在職権の保証

第1項 会社は、会社またはその一部の余剰、削減または閉鎖の場合には、組合に対して事前に正式に通知するものとする。かかる通知は、会社が要求される通知を労働雇用省に提出するよりも少なくとも 30 日前に、与えられるべきである。前記期間中、会社は余剰または削減計画の対象となるチームメンバーの人选基準ならびにその実施に関連するその他の事項を当組合に通知し、かつ当組合と協議するものとする。

第2項 組合保証に基づく会社による会社特権の行使および会社の規則および規定の実施は、法律および判例に基づくものとする。

第6項 会社が一般チームメンバー要員を削減する必要であるとみなした場合には、契約、見習および試用チームメンバーが最初にレイオフされるものとする。正規一般チームメンバーのレイオフに関しては、能率または業績、資格および人事記録が同等であるときは、年功をもって先にレイオフされる者を決定するものとする。

### 第 条 昇進、配置転換、レイオフおよび呼戻し

第 1 項 チームメンバーの異動において従われるべき要素： 人事異動、配置転換、レイオフおよび呼戻しに関する経営陣の慣習的機能の行使の場合においては、会社は以下の要素を指針とされるものとする。

- ・ 年功
- ・ 能力、能率または業績および態度
- ・ 業務知識および潜在能力；および
- ・ 出席
 

能力、能率または業績および態度が同等であるときは、年功が優先するものとする。

会社はかかる諸要素の公正かつ公平な評価を行うものとする。この規定は、交渉単位内のメンバーの交渉単位内の異動にのみ適用されるべきものと了解する。
- ・ 年功とは、試用チームメンバーとして雇用される日から起算される勤続期間として定義される。
- ・ 能力、能率または業績および態度とは：
  - 会社の基準に則り良好な仕事を遂行出来ること。
  - 管理、監督スタッフおよび同僚チームメンバーと協調出来ること。
  - 監督者および管理者の指示を受入れかつそれを適切に遂行する用意があること。
  - 会社の方針、規則および規定に従うこと。
  - 身体の健康
- ・ 出席とは、仕事掛かりの迅速性、言い換えれば時間合図、予定された開始時間、午前・午後の休憩時間、主食事休憩時間および仕事上がり時間の迅速な遵守をいう（無許可離席、中断、遅刻および過少就業時間は出席に影響するマイナス要素である）。

第5項 レイオフ - レイオフは以下の要素を指針とされる。

「一時レイオフ」 - これは、資材不足、機材停止、モデルチェンジまたは労働力の一時的削減を必要とするその他の事由による労働力の調整または削減をいう。

「永久レイオフ」 - これは、会社の操業量の有意かつ長期の減少による労働力の削減をいう。

「レイオフ手続」 - 生産部門であるか非生産部門であるかを問わず、レイオフの場合には、一時、臨時および試用チームメンバーが最初にレイオフされるものとする。勤続期間または年功（後入れ先出し方式による）ならびに会社のニーズ、懲戒処分および出席を考慮に入れる。いかなるチームメンバーもレイオフにより昇格されないものとする。

## 第 条 両当事者の責任：

この目的のため、チームメンバー、当組合および会社間の産業平和および調和的關係は格別重要である。当組合と会社は、本協約の期間中、ロックアウト、ストライキ、バリケード、ボイコット、スローダウンまたは正常な操業および作業日程に支障を来たすその他の行為を含むがこれらに限ることなく、産業平和に対する破壊はないものとするに合意する。